

令和 7 年度
定期監査結果報告書
(第 3 号)

袋井市監査委員

目 次

	ページ
1 監査の種類	1
2 監査の対象	1
3 監査の着眼点	1
4 監査の主な実施内容	1
5 監査の実施場所及び実施日	1
6 監査の結果	1
7 監査所見	2

令和7年度 定期監査結果報告（第3号）

1 監査の種類

定期監査(地方自治法第199条第4項)

2 監査の対象

豊沢、高南及び浅羽北コミュニティセンターにおける令和7年11月末日現在の事務事業の執行状況、現金の取扱状況及び備品の管理状況を対象とした。

3 監査の着眼点

コミュニティセンターの財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、合规性・有効性の観点から最少の経費で最大の効果が挙げられているか、また、事業の運営管理が合理的かつ効率的に行われているかを着眼点とした。

4 監査の主な実施内容

袋井市監査基準に準拠し、提出された監査資料及び関係帳票を確認するとともに、各コミュニティセンターにおいて、関係職員から事務事業の執行状況を聴取し、適正かつ効率的に執行されているかを監査した。

5 監査の実施場所及び実施日

監査対象施設	実施日	実施場所
豊沢コミュニティセンター 高南コミュニティセンター	令和8年1月30日	監査対象施設
浅羽北コミュニティセンター	令和8年2月5日	

6 監査の結果

監査の対象となった事務事業の執行状況は、概ね適正に執行されているものと認められたが、次に述べる所見に留意して、適正な事務事業の執行に努められたい。

なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度、関係職員及び所管課に改善又は検討を指導したので記述を省略した。

7 監査所見

各コミュニティセンター及び所管課に対する監査の所見は次のとおりである。

(1) コミュニティセンターへの所見

ア 地域ごとの特色ある活動支援への取り組みについて

高齢化や働き方の変化に伴う担い手不足等により、地域活動への支援が重要な業務となっている。引き続き市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、特色ある地域づくりを支援されたい。

イ 備品等の管理について

各施設における備品の管理は、整理、整頓、清掃、清潔が行き届いており、利用しやすい状態であった。

一部の備品に備品ラベルの貼付がされていないものがあつたが、引き続き適正な管理及び処分に努められたい。

(2) 協働まちづくり課への所見

ア 会計処理について

袋井市準公金取扱基準に基づく処理のほか、キャッシュレスによる事務効率化について、適正な事務処理方法の検討をされたい。

イ 職員の事務負担区分の明確化及び事務負担の軽減について

まちづくり協議会の事務処理を市職員が担う業務が増加していることから、コミュニティセンター業務と地域団体支援としての業務を明確にしたうえ、事務効率化及び負担の軽減に努められたい。

ウ 地域づくりの拠点としての各種事業の支援について

地域づくりの拠点として、市民活動の促進と交流・連携の機会の創出のため、特色ある地域づくり交付金の活用や、多様な世代による学級・講座活動等への参加となるよう、支援されたい。

エ 施設設備の修繕について

施設及び設備等の修繕については、できるだけ早期の対応を心掛け、施設環境の向上に努められたい。

オ 非常時の備えの確認及び支援について

関係課と連携し、コミュニティセンターにおける非常時の備えの確認のほか、防災情報等の周知について、支援されたい。